

「21世紀COEプログラム」審査要項

平成16年1月19日
21世紀COEプログラム委員会

21世紀COEプログラムは、我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行い、もって、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とする。

21世紀COEプログラムの審査は、この審査要項により行うものとする。

．審査方針

1．21世紀COEプログラムの研究教育拠点（大学院博士課程の専攻、大学附置研究所の研究組織等）は、次の事項に留意し選定する。

平成14、15年度においては、各年度5分野、計10の学問分野について研究教育拠点を選定したところであるが、平成16年度は、大学全体の継続的な構造改革を図る上での本プログラムの重要性などに鑑み、革新的な学問分野の開拓を目指す研究教育拠点に限定して選定する。

当該分野における研究上、優れた成果を挙げ、将来の発展性もあり、高度な研究能力を有する人材育成機能を持つ研究教育拠点の形成が期待できるもの

学長を中心としたマネジメント体制による指導力の下、個性的な将来計画と強い実行力により、世界的な研究教育拠点形成が期待できるもの

特色ある学問分野の開拓を通じて独創的、画期的な成果が期待できるもの

なお、この21世紀COEプログラムで行う事業が終了した後も、世界的な研究教育拠点としての継続的な研究教育活動が期待できるものを重視する。

2．審査は、大学からの申請に基づき、拠点規模の大小にとらわれず特色ある研究を行っているものに配慮しつつ、次の2つの点を中心に、評価を行うものとする。

当該拠点の申請内容に係る研究教育活動の実績

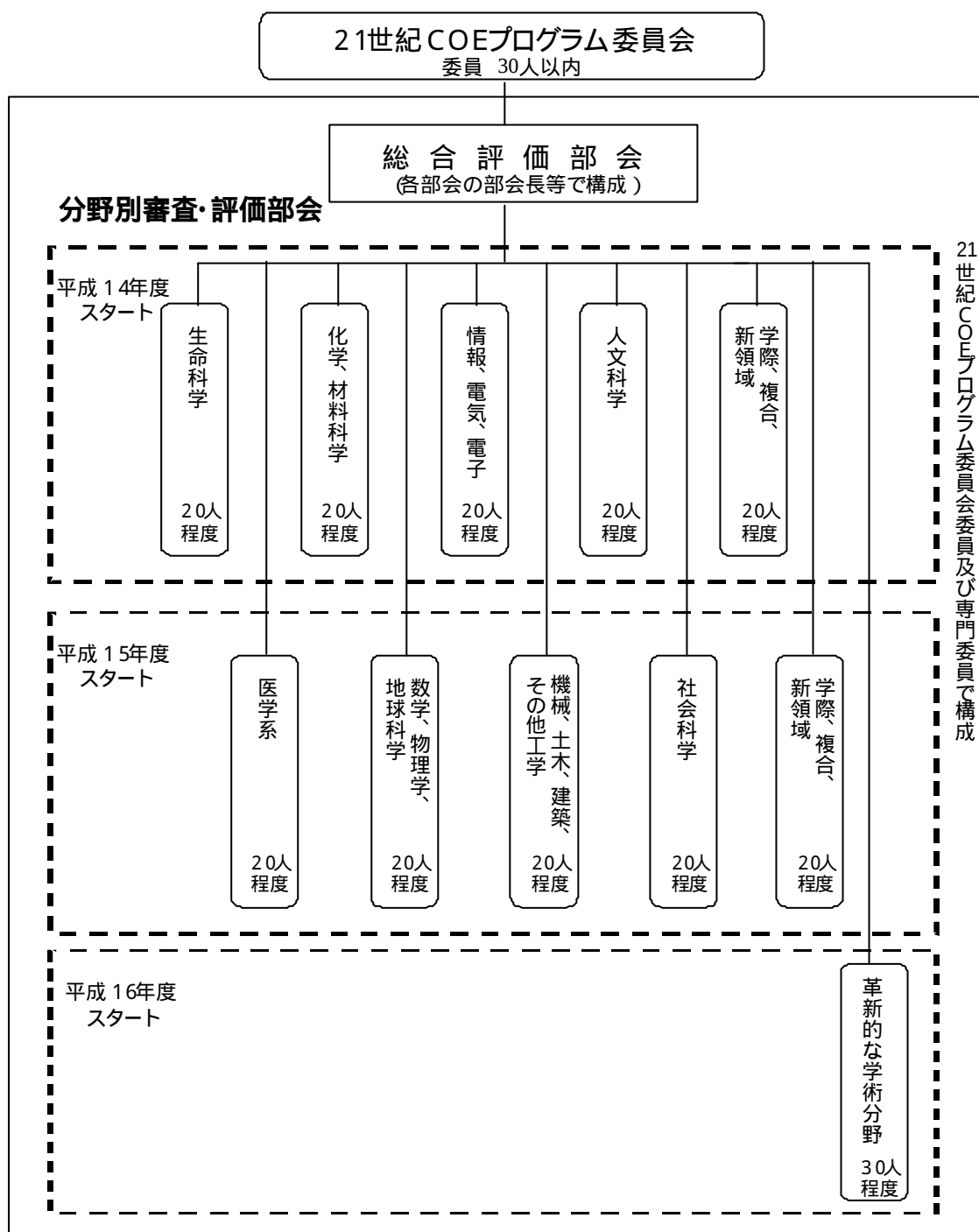
大学の将来構想及び当該拠点を形成するための構想・計画

・ 審査方法

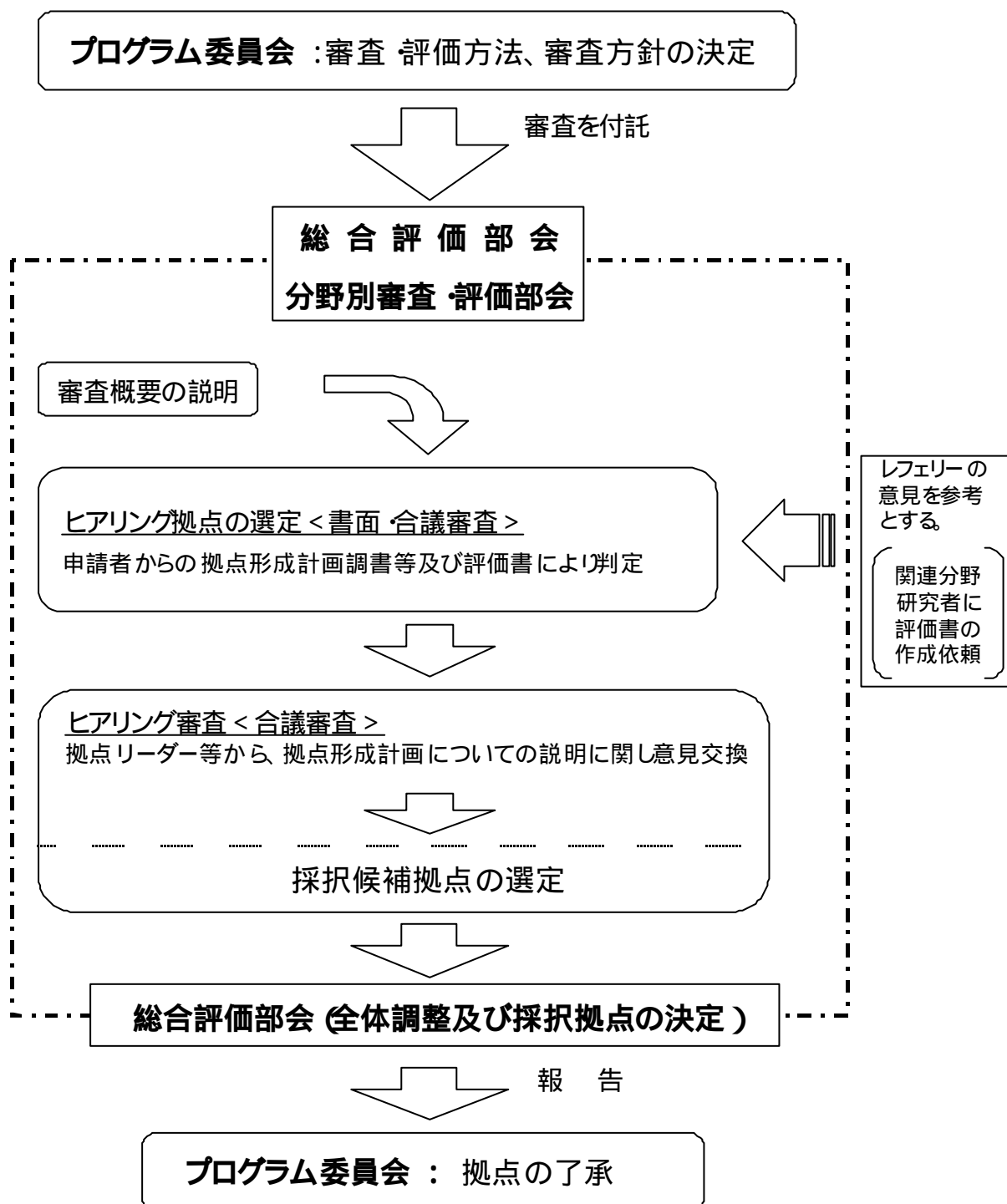
1. 「21世紀COEプログラム」の研究教育拠点（以下「拠点」という。）の選定は、分野別審査・評価部会の各部会（平成14年度は、生命科学部会、化学・材料科学部会、情報・電気・電子部会、人文科学部会、学際・複合・新領域部会、平成15年度は、医学系部会、数学・物理学・地球科学部会、機械・土木・建築・その他工学部会、社会科学部会、学際・複合・新領域部会、平成16年度は、革新的な学術分野部会）において、採択候補拠点を選定し、その中から、総合評価部会が採択拠点を決定する。

その後、21世紀COEプログラム委員会に報告し、了承を得る。

2. 21世紀COEプログラムの審査体制



3. 分野別審査・評価部会における審査手順



4. 評価に当たっての着目点

本審査を行うに当たり、別紙の資料を用いることとし、評価に当たっての着目点は次のとおりとする。

(1) 研究教育活動の実績

革新的な学術分野の開拓を目指すことから、当該分野においての実績がまだ十分でないが、事業推進担当者のこれまでの研究教育活動がそれぞれの担当分野において、世界的な水準に達しているか。

現在までの研究教育活動が総体として、本申請の革新的な学術分野の形成において十分な基盤を与えるものであるか。

研究教育活動の現状は、必ずしも十分とは言えないが、将来、世界最高水準になりうるものか。

(2) 将来構想及び拠点形成計画

学長を中心としたマネジメント体制の下、世界最高水準の拠点形成への重点的取り組みが予定されているものであるか。

拠点形成計画の内容が、世界最高水準を目指すものであるか。

拠点形成計画が、着実かつ現実的であり、拠点として活性化が図られるものであるか。

若手研究者が、独立してその能力を十分に発揮できるような拠点形成となっているか。

研究を通じた教育により、学生が将来、有為な人材として活躍できるよう必要な体制が計画されているか。

革新的な分野の開拓を通じて独創的、画期的な成果が期待できるか。

大学全体の将来構想において、拠点形成計画が十分戦略的なものとして位置付けられているか。

(3) 申請経費の合理性等

申請経費の内容は妥当であり、計画上、必要不可欠なものか。

5. その他

(1) 申請及び支援等

10分野に区分された学問分野のうち、平成14、15年度各々5分野について申請を受け、審査を行う(下表参照)。

各大学からは、個々の申請についてどの分野での審査を希望するかを含めて申請を受け、それぞれ大学が希望する分野において審査を行うものとする。したがって、申請分野については、他の分野への移し変えはしない。

なお、審査は下表の分野ごとに行うものであり、例示された細分野ごとに行うものではない。

平成16年度は、革新的な学術分野の開拓を目指す研究教育拠点形成に限定して申請を受け、審査を行う。(平成14、15年度に既に審査が行われた学問分野毎の再申請・再審査は行わない。)

具体的には

- ・新たな学術的進展の認められる研究教育領域であるもの
 - ・新たな学術分野の構築を目指した研究教育体制の基盤が整備されているもの
- などを対象にする。

< 申請に際し、特に留意すべき事項 >

- ・本プログラムの目的に鑑み、個別の研究プロジェクトではなく、研究教育拠点形成のプログラムであること。
- ・大学院博士課程レベルの研究教育を対象としたプログラムであり、本プログラムの目的に相応しい活発な活動、取組の基盤があること。

申請額は、原則として、1件当たり年間1千万円から5億円の範囲で、必要な経費に限定して申請することとし、支援期間は原則5年間であるが、拠点形成計画に対応し必要な額であるかという観点から審査・評価を行う。

< 参考：平成 14、15 年度審査対象分野 >

分 野	例としての細分野（ただし、この例示に拘束される必要はない）
○ 生命科学	バイオサイエンス、生物学、医用工学、生体工学、農学、薬学 等
● 医学系	医学、歯学、看護学、保健学 等
○ 化学、材料科学	化学、材料科学、金属工学、繊維工学、プロセス工学 等
● 数学、物理学、地球科学	数学、物理学、地球科学、応用物理学 等
○ 情報、電気、電子	情報科学、電気通信工学 等
● 機械、土木、建築、その他工学	機械工学、システム工学、土木工学、建築工学 等
○ 人文科学	文学、史学、哲学、心理学、教育学、演劇、言語学、芸術 等
● 社会科学	法学、政治学、経済学、経営学、社会学、総合政策 等
○ 学際、複合、新領域	環境科学、生活科学、エネルギー科学、地域研究、国際関係 等
● 学際、複合、新領域	

○ は平成 14 年度、 ● 印は平成 15 年度の募集・選定を示す。

(2) 開示・公開等

審査は、非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

拠点が決定後、ホームページへの掲載等により、情報を公開する。

(3) 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、審査・評価を行わないものとする。

書面審査の場合は、該当委員を除く委員で審査・評価を行うこととし、合議審査（ヒアリングを含む。）の場合は、関係申請の審議中は退席することとする。

（利害関係者と見なされる場合の例）

- ・ 委員が代表権を有する、又は、長を務める機関からの申請
- ・ 委員本人を拠点リーダーとする申請
- ・ 委員が所属する組織（例：大学院研究科、研究所等）の構成員が拠点リーダーとなっている申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

(4) 中間評価・事後評価

本プログラムについては、2 年経過後に中間評価、期間終了後に事後評価を実施する。

詳細は、採択申請者に対し、別途通知する。

別紙

審査に用いる資料の主な内容

1. 将来構想等調書（大学ごとに一組）
 - ・申請内容を中心とした大学の将来構想
 - ・学長を中心としたマネジメント体制の下に、どのように拠点形成を進めるのか
2. 拠点形成計画調書（拠点ごとに一組）
 - ・拠点のプログラム名称・中心となる専攻等・拠点リーダー・事業経費・事業推進担当者等
 - ・拠点形成の目的・必要性
 - ・拠点形成実施計画
 - ・教育実施計画
 - ・経費の明細
3. 研究教育活動調書（拠点ごとに一組）
 - (1) 研究教育活動に係る実績
 - (2) 共通データ（必須項目）
 - 研究成果の発表状況及びその水準
 - ・レフェリー付き学術雑誌等への研究論文発表状況又は専門書等の発行状況
 - ・学会賞等各賞の受賞状況等
 - ・国際学会での発表（基調講演・招待講演等）状況
 - 競争的資金等の獲得状況
 - ・科学研究費補助金採択状況
 - ・他の競争的資金採択状況（省庁関係助成金、財団等助成金）
 - 教員の流動性
 - ・教員の他大学等での経験状況
 - ・任期制、公募制の導入状況
 - 大学院学生に対する教育の状況
 - ・大学院学生の在籍及び学位授与状況
 - (3) 拠点に係る研究者調書
 - (4) 任意選択データ（特色を示すその他のデータ）

（備考）

3. 研究教育活動調書については、各大学が拠点の特色としてアピールしたいことを尊重するため、共通的に提出を求めるデータは上記の必須項目（4項目8種類）に限り、他は大学の任意とする。

3. (2)の 、 及び(3)については、拠点形成事業推進担当者の中から研究者10人以内を対象に作成を求めるものとする。